

プラント状況確認結果(平成 29 年 8 月 1 日～平成 29 年 8 月 8 日)

平成 29 年 8 月 8 日
福島県原子力安全対策課

平成 29 年 8 月 1 日～平成 29 年 8 月 8 日までの期間に、東京電力から福島第一原子力発電所 1～4 号機のプラント状況に関する報告内容について、県が確認した結果は次のとおりであり、前回の報告から大きな変動はありません。

[参考事項]

平成 29 年 8 月 3 日、福島第一原子力発電所 4 号機原子炉建屋南西側に設置されているサブドレン No. 51 の水位が一時的に低下する事象が発生したと東京電力より報告がありました。詳細は[こちら](#)を御覧ください。

また、本件について、東京電力ホールディングス株式会社に対し申し入れを行いました。詳細は[こちら](#)を御覧ください。

(1) プラント状況 (8 月 8 日午前 5 時)

場所	目的	監視項目	1 号機	2 号機	3 号機	4 号機 ^{※2}
原子炉 ^{※1} (核燃料)	冷却	注水量 (m ³ /h)	2.8	2.8	3.1	—
		圧力容器 下部温度 (°C)	26.5	32.1	30.3	—
	未臨界確認	キセノン 135 濃度 ^{※3} (Bq/cm ³) (A 系)	1.03 × 10 ⁻³	検出限界値 未満	検出限界値 未満	—
圧力容器	水素爆発防止	窒素充填	充填中	充填中	充填中	—
格納容器		水素濃度 (体積%) (A 系)	0.00	0.01	0.00	—
使用済燃料 プール	冷却	水温 (°C)	38.4	31.8	31.6	27.6

※1 直近データのみ記載。詳細は[東京電力のページ](#)を御覧ください。

※2 4 号機は原子炉及び使用済燃料プールに核燃料が入っていないため冷却等は必要ない。

※3 実施計画に定める制限値は、1 Bq/cm³以下である。

(2) 発電所敷地境界におけるモニタリングポストの測定結果 (8 月 8 日午前 10 時)

最小 0.514 (MP-6) ～ 最大 1.761 (MP-4) μSv/h ⇒ [計測地点の地図](#)

(3) 発電所専用港内の海水中セシウム 137 濃度の測定結果 (8 月 7 日採取分)

最小 検出限界値未満 (港湾口) ※検出限界値は約 0.46 Bq/L
～ 最大 6.0 (1～4 号機取水口内南側) Bq/L

(4) 発電所専用港外(沿岸)の海水中セシウム 137 濃度の測定結果 (8 月 7 日採取分)

5、6 号機放水口から北側に 30m : 検出限界値未満 ※検出限界値は約 0.66 Bq/L
1～4 号機放水口から南側に 280m : 検出限界値未満 ※検出限界値は約 0.63 Bq/L

(5) 発電所敷地内の大気中セシウム 137 濃度の測定結果 (8 月 7 日採取分)

西門 : 検出限界値未満 ※検出限界値は約 1 × 10⁻⁷ Bq/cm³

(6) 1～6 号機タービン建屋付近のサブドレン水中セシウム 137 濃度の測定結果 (8 月 4 日採取分)

最小 検出限界値未満 (3、4、5、6 号機) ※各検出限界値は 6.2、5.6、3.3、3.4 Bq/L
～ 最大 160 (1 号機) Bq/L

(問い合わせ 024-521-7255)